

徳島県土地改良事業団体連合会では、コンプライアンス推進事業として、土地改良区に内部通報制度の導入を推進しています。

土地改良区の事業又は事務における不祥事を未然に防止し、組合員や地域住民から信頼される土地改良区を実現するため、職員や役員が業務上知り得た違法行為等について、通報ができる制度です。

相談窓口として、徳島県土地改良事業団体連合会内に専用電話、FAX、メールを設置し相談・通報に応じています。費用は無料です。相談・通報できる人は、土地改良区の役員・職員です。

内部通報制度で 土地改良区を守ろう!

コンプライアンス違反行為が発生すると…



社内処分
(懲戒解雇等)や、
刑事・民事の
責任

周囲からの
信用喪失

土地改良区の
信用失墜

賦課金の滞納

職員

土地改良区

家族・友人へ
の影響

理事・監事

土地改良区に対し連
帯して損害賠償責任
を負う。
刑事・民事の責任

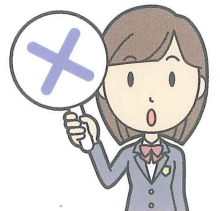
風評被害

どんな行為が通報できますか?

土地改良区が実施する事業又は事務に係る行為であって、法令、定款、規約、規程、会計細則等に違反する行為又は違反するおそれのある行為

- 事例① ○○さんは、不正経理を行っている。
 - 事例② ○○さんは、設計金額を関係者に漏えいし、見返りを受け取っている。
 - 事例③ ○○さんから、パフハラ（セクハラ）を受けている。
- ・超過勤務、有給休暇が取れない、労働基準法違反等

コンプライアンス強化のため、通報窓口の設置・内部通報制度の導入を検討したい土地改良区は、下記までお気軽にご連絡下さい。お手伝いします。



ご相談・通報

水土里ネットヘルプライン（徳島県土地改良事業団体連合会内）

総務管理課内／毎週 月・水・金曜日 午後13時～17時 ※留守番電話およびFAXは、毎日・24時間受付

電話：088-626-3533 メール：helpline@tokudoren.or.jp

（内部通報専用電話・FAX）

（内部通報受付専用メール24時間）